

平成 2 9 年度第 1 回

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会

議 事 録

日 時：平成 2 9 年 1 2 月 6 日（水）午後 3 時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下 1 階 2 号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 平成29年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会 (合計10名)

黄 仁姫	北海道大学大学院	工学研究院	助教
村尾 直人	北海道大学大学院	工学研究院	准教授
佐藤 哲身	北海学園大学	工学部建築学科	教授
高橋 正宏	北海道大学大学院	工学研究院	特任教授
遠井 朗子	酪農学園大学	農食環境学群	教授
松永 芳明	公益社団法人	北海道産業廃棄物協会	専務理事
前野 正利	東区中沼連合町内会	会長	
物井 榮美子	クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会	監事	
和田 博恵	一般社団法人	札幌建設業協会	土木委員会副委員長
古内 一枝	札幌市商店街振興組合連合会	理事	

(2) 事務局 (合計10名)

札幌市環境局環境事業部	清掃事業担当部長	新津 順一
札幌市環境局環境事業部	事業廃棄物課長	東田 恭明
札幌市環境局環境事業部	事業廃棄物課 産業廃棄物係長	三國 直樹
札幌市環境局環境事業部	事業廃棄物課 一般廃棄物係長	羽田 美智子

上記他 6名出席

(3) 事業者 (合計 8名)

協業組合	公清企業	専務理事	谷村 直紀	(申請者)
協業組合	公清企業	顧問	藤沢 武	(申請者)
株式会社	アクトリー	取締役部長	上田 和幸	(プラント施工者)
株式会社	アクトリー	所長	向井 裕能	(プラント施工者)
株式会社	アクトリー	室長	吉光 由美子	(プラント施工者)
株式会社	アクトリー	主任	桑原 知子	(プラント施工者)
東日本テクノ	株式会社	課長	福島 雅章	(環境コンサル等)
エヌエス環境	株式会社	技術部長	片山 恭治	(環境コンサル等)

2 傍聴者

なし

3 報道機関 (合計 2名)

株式会社 北海道建設新聞社

株式会社 北海道通信社

1. 開 会

○事務局 定刻より少し早いのですが、出席予定の委員全員がおそろいですので、ただいまより平成29年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本委員会の事務局を務めさせていただきます事業廃棄物課長の東田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

開催に当たりまして、環境局環境事業部清掃事業担当部長の新津よりご挨拶申し上げます。

○事務局 皆さん、こんにちは。札幌市清掃事業担当部長の新津でございます。

札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会の開催に当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

きのう、きょうと雪が降りましたが、例年、雪が降るのが早まっているような気がいたします。11月に20センチ以上のまとまった雪がことしも降ったのですが、4年連続ということでございまして、過去には例がないということで、天候が少しずつ変わりつつあるのかなという気がしております。

このような中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。また、このたびは、当委員会の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

今回は、委員の改選後、初めての会議となります。委員の任期は2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の議題は、リサイクル団地内に設置、建設が予定されております産業廃棄物焼却施設等の設置に係る事業計画の審議でございます。皆様方におかれましては、さまざまな視点からご意見をいただければ幸いに存じます。

それでは、本日は、ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、全委員11名のうち、現在、9名の委員の方にご出席をいただいております。

出席委員が過半数を超えておりますので、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の4第3項の規定に基づき、この会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、北海道大学大学院工学研究院教授の川崎委員より、本日は所用により欠席させていただくとの連絡を受けております。また、まだいらっしゃっていませんが、酪農学園大学農食環境学群教授の遠井委員より、所用のため、二、三十分おくれて出席するとの連絡を受けております。さらに、佐藤委員より、所用のため、30分程度早目に退出させていただきたいとの連絡を受けております。

本日は、委員改選後初めて開催される委員会でありますことから、議事に入る前に、ま

ず、委員の皆様を私よりお手元の名簿の順にご紹介させていただきますので、恐縮ではありますが、その場でご起立し、一言、ご挨拶お願い申し上げます。

まず、北海道大学大学院工学研究院助教の黄委員です。

○黄委員 北海道大学の黄と申します。

廃棄物を専門にしており、きょうの会議ではいろいろと質問がありますが、これからもよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、北海道大学大学院工学研究院准教授の村尾委員です。

○村尾委員 北大の村尾でございます。私は、大気・悪臭を担当いたします。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、北海学園大学工学部建築学科教授の佐藤委員です。

○佐藤委員 佐藤です。私は、騒音の影響評価を担当いたします。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、北海道大学大学院工学研究院特任教授の高橋委員です。

○高橋委員 高橋でございます。私は、水質が担当です。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、公益社団法人北海道産業廃棄物協会専務理事の松永委員です。

○松永委員 私は、この手の会議は初めてですけれども、よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、東区中沼連合町内会会長の前野委員です。

○前野委員 チロリン村でして、何もわからないおやじでございます。よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会監事の物井委員です。

○物井委員 物井といいます。厚別のほうでも委員長をしておりますけれども、札幌市全体のクリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会の監事をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、一般社団法人札幌建設業協会土木委員会副委員長の和田委員です。

○和田委員 札幌建設業協会の和田です。駅前の一般の会社に所属しております。今期で3期目になりますけれども、よろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、札幌市商店街振興組合連合会理事の古内委員です。

○古内委員 古内と申します。商店街では段ボールを資源として出す活動をさせていただいております。そんなことで委員に選ばれたのだと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 次に、事務局をご紹介します。

まず、先ほど挨拶した新津部長です。

また、私は東田です。

このほか、後ろのメンバーとなりますので、よろしく願いいたします。

次に、事業者です。

協業組合公清企業専務理事の谷村さんです。

○事業者 申請者の公清企業の谷村と申します。よろしくお願ひします。

○事務局 顧問の藤沢さんです。

○事業者 藤沢です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 次に、コンサルをご紹介します。

株式会社アクトリーです。

東日本テクノス株式会社です。

エヌエス環境株式会社です。

次に、お手元の資料の確認させていただきます。

まず、会議次第、席次第です。そして、資料は、資料1から資料6となっております。

ご不足があれば申し出ていただければと思います。

引き続き、会議の公開についてです。

札幌市情報公開条例第21条の規定に基づき、この会議は公開となります。また、議事録についても公開となりますが、発言者表記については、委員長、委員、事務局、事業者とさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、今回審議していただく焼却施設の建設予定地については、新津からもお話をさせていただきました、事業者からも説明があるかと思いますが、東区中沼地区にある札幌リサイクル団地内となります。この札幌リサイクル団地は、平成6年に札幌圏都市計画産業廃棄物処理施設として決定を受けている場所でありまして、生活環境や公衆衛生の向上を図るため、適切かつ効率的な産業廃棄物の処理を行うための産業廃棄物処理施設を建設する場所となっておりますので、ご理解いただければと思います。

これより議事に入りますが、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の4第2項の規定では、委員長は委員会の議長となるとされておりますが、委員長が選出されるまでの間、引き続き私が議事の進行を務めさせていただきます。

2. 議 事

○事務局 それでは、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、委員長の選出を行います。

この規定では、委員長は委員の互選により選出することとされております。

どなたかご発言等はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局 ご意見ないようですので、事務局としては、焼却炉ということで、大気を専門としている村尾委員に委員長をお願いしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局 では、村尾委員に委員長をお引き受けいただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

恐れ入りますが、村尾委員長におかれましては、正面の委員長のお席への移動をお願ひ

いたします。

〔委員長は、所定の席に着く〕

○事務局 それでは、村尾委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

○委員長 改めまして、村尾でございます。よろしくお願いいたします。

焼却炉がメインなので、大気専門の私ということでした。そうであればよろしいのですが、廃棄物の委員会に出ますと、大気の仕事は余りないのです。大抵は人里離れたところに廃棄物の処分場や焼却施設があるので、毎回、余り仕事がなく座っている感じになります。今回もそういうことでリラックスしておりましたが、大気の仕事はないだろうから進行の仕事をしなさいというようなことだと受け取っております。

私が専門分野の観点から何かお話しすることはないかと思っておりますので、できるだけうまく進行できればと思います。

ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局 村尾委員長、ご挨拶をありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は村尾委員長にお願いいたします。

○委員長 それでは、議事を進めさせていただきます。

ことし初めての委員会でございます。また、昨年度は委員会が開かれなかったということもございまして、私自身、委員だったのかなというような気持ちでした。

そこで、委員会の位置づけについて、事務局からご説明いただきたいと思います。

お手元にガイドラインの資料があろうかと思っております。その2ページから3ページのあたりに委員会の位置づけとこんなことをできればという中身が書かれておりますので、ご紹介ください。

○事務局 産業廃棄物処理施設をつくるに当たり、札幌市の考え方も含め、ガイドラインに沿って手続をしていきます。その中で、今回の評価委員会の位置づけは、2ページの一番下に書かれております。事業者も含め、いろいろな手続をしており、今回、評価委員会を開いております。皆さんに了承が得られれば、右側の3ページの手続を踏んでいきます。

法律に基づいて申請していきますが、最終的には、札幌市廃棄物処理施設設置専門委員会（現、生活環境保全専門家部会）において、大気、騒音、振動など、専門的なことについてさらに詳しく検討してもらうこととなります。

ですから、今回は、左側の評価委員会として、法律にのっとった基準に関する議論をしてはいけないわけではありませんが、法律及びガイドラインの配慮基準の対応について議論していただくこととなります。

その配慮基準は、四つございます。立地場所に関する配慮基準、関係地域・住民に対する配慮基準、処理施設の安全性に関する配慮基準、再資源化に関する配慮基準でして、この視点から議論していただければと考えております。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に従って、議事（2）の札幌市リサイクル団地内における産業

廃棄物焼却施設等の設置に係る事業計画について、事業者からご説明をお願いします。

○事業者 公清企業の谷村と申します。

本日は、評価委員会において、事業計画内容の説明の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

この評価委員会には、申請者である公清企業、焼却炉メーカー、生活環境影響調査を実施したコンサルが出席しておりますので、説明終了後には、できる限りご質問にお答えしたいと考えております。

よろしく願いいたします。

それでは、説明を始めさせていただきます。

さきに、札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱に基づき、事業計画書を提出したところではありますが、今回、同要綱第15条及び第25条の規定に基づき、評価委員会の皆様方に配慮基準に対する事業計画の妥当性及び周辺地域の生活環境の保全等について説明させていただきます。

まず、事業計画の概要についてです。

プレゼン画面は資料4ですが、資料5の概要版を参照願います。

赤色部分が施設の建設予定地になります。

場所は、東区のモエレ沼公園の北東側に位置する札幌市リサイクル団地内になります。この場所は、平成6年3月に都市計画決定を受けております。

リサイクル団地内の位置図になります。

スライド中央の赤色の枠部分に、現在、廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設と破碎施設の設置を計画しております。施設の処理方式は、焼却はストーカー式、破碎は2軸せん断式を採用いたします。各処理能力は記載のとおりで、焼却施設が24時間稼働で日量38.4トン、破碎施設が8時間稼働で日量61.6トンの設備になります。

こちらは、施設の立地計画です。

スライド左側が敷地内全体をあらわした図面です。上に石こうボードボード処理施設、下に破碎設備と焼却施設を配置しています。スライド右側は、破碎設備と焼却施設の配置計画図です。配置計画の赤色部分が焼却設備、水色部分が焼却設備から出た排ガスの処理設備になります。また、左側の青色部分に破碎設備を設置する計画です。破碎設備やごみピットは、粉じんや悪臭、騒音などの周辺環境への影響を考慮し、屋内に設置しております。

概要版8ページを参照願います。

この図面は、焼却施設の各装置の配置です。

プラットホーム出入り口とごみピット前にシャッターを設け、二重構造とすることにより、施設からの悪臭漏えいを防止します。ごみピットがここにありますが、その前にシャッターを設け、プラットホームの出入り口にもシャッターがあるため、二重構造と

なります。また、破碎施設を初めとした騒音・振動発生装置を屋内に設けることにより、周辺環境への影響の低減に努めます。焼却施設で最も大きい騒音振動発生装置の誘引ファンは、個別の建屋を設置し、周辺環境への影響の低減に対応します。青色部分に建屋を設けて、誘因ファンを囲っております。

こちらは、破碎及び焼却施設で取り扱う予定の廃棄物の品目です。現在、弊社がリサイクル団地内で稼働している焼却施設とほぼ同じ品目を取り扱う計画です。追加したものとしては、燃えがら、動物系固形不要物になります。

概要版 6 ページを参照願います。

今回の施設の処理工程図です。

焼却施設の特徴として、札幌市内から発生する多種多様な産業廃棄物に対応できるよう、品目に合わせた処理が可能な受け入れ設備となっています。

詳しくは、次のスライドで説明いたします。

概要版 7 ページを参照願います。

こちらが施設全体の流れをあらわしたフローシートです。

工程は、黄色部分の受け入れ・保管工程、赤色部分の燃焼工程、水色部分の排ガス処理工程と、大きく三つのブロックに分けています。

まず、受け入れ・保管工程では、施設に搬入された廃棄物をその品目や性状ごとに適正な保管施設に受け入れます。

右上にあるタンク類には液状の廃棄物を品目ごとに保管します。これらのタンクは屋外に設置し、保管した廃棄物は、ポンプで炉内に噴霧し、焼却処理を行います。

タンク類の左側にあるごみピットでは、汚泥や動植物性残さなど、泥状物の保管を行います。このピットに保管された廃棄物は、ごみクレーンを用いて汚泥ホッパーに移送し、汚泥投入機で連続的に炉内に送り、焼却処理を行います。上の天井クレーンでピットからホッパーまで持っていき、そこから連続的に炉内に送り込んでいきます。

また、左下にあるごみピットは、主に固形物の保管を行うピットです。こちらで保管する廃棄物は、直接、ピットに受け入れるものものと、破碎機で前処理した後、受け入れる 2 種類のごみを保管します。これらの廃棄物もごみクレーンを用いて燃焼炉上部に設けた固形物投入機に移送し、焼却処理を行います。

なお、固形物投入機は、外気を遮断した状態で廃棄物を炉内に投入できる二重扉構造となっております。こちらのピットには、プラットホームから直接投入するごみ、一度、プラットホームに落とし、破碎機を通してから持っていくごみの 2 種類があります。それを天井クレーンによって固形物投入機まで移送します。ここには天蓋扉があり、それで外気を遮断します。そして、炉内入り口の扉をあけ、プッシャーにより、ごみを炉内に押し込んでいく焼却方式になります。

また、ピットの横にある装置は、感染性廃棄物や立ち合い廃棄物を遠隔操作で運搬及び投入するための廃棄物搬送装置です。この装置は、プラットホームにありまして、廃棄物

を専用の箱に移し、箱をコンベアーにセットすれば、自動的に運搬、投入が行えるものです。プラットホームで感染性の廃棄物を箱に詰めると、中央操作室から遠隔操作で固形物投入機まで移送し、固形物投入機の上で箱を反転させ、廃棄物を出した後、空箱がステージに戻っていく仕組みです。

そのほか、スライドの中央下部にあるドラム缶投入設備など、多様な方法で廃棄物を焼却できる装置を備えております。

次に、赤色の燃焼工程に移ります。

燃焼工程では、各装置から投入された廃棄物をストーカー式の燃焼炉で高温燃焼させます。燃焼炉から出る燃焼ガスには未燃分やダイオキシン類等が含まれており、それらを処理するために再燃焼室を設けております。再燃焼室では、ガスを高温状態で巡回させることにより、効率的な混合攪拌を行い、一酸化炭素などの未燃分やダイオキシン類等を熱分解します。炉から出たガスが再燃焼室で未燃分を熱分解しますが、800度C以上となります。

最後に、水色の排ガス処理工程です。

再燃焼室から出た高温の排ガスは減温塔に入ります。ここでは、ダイオキシン類の再合成を抑制するため、冷却水を噴霧し、ガスの急冷を行います。その後、約180度C程度に急冷されたガスに消石灰と活性炭を噴霧し、バグフィルターで有害物質を除去します。再燃焼室から出た800度C以上のガスが減温塔に入り、ここで冷却水をかけ、180度C程度まで下げます。このガスがバグフィルターに入る前に、有害物質を除去し、残ったガスは、煙突から大気に放出いたします。

現在稼働している焼却炉についてもダイオキシン対策等環境保全対策は十分であります。今回設置予定の焼却炉は、今までの説明のとおり、より安全対策が図られております。

なお、フローシートには記載しておりませんが、停電時にも安全に停止操作等が行えるように非常用発電機も設置する計画です。

こちらは、焼却施設の主要装置である燃焼炉の構造図になります。

前のスライドで投入装置の説明をしましたので、ここでは説明を割愛させていただきます。

概要版17ページを参照願います。

廃棄物を処理した際に発生する燃えがら、ばいじんの保管計画です。

スライド右側にそれぞれの保管施設を設けています。赤色の枠部分にコンテナが三つあり、そこが保管施設になります。

燃えがらは日量で5.3トン、ばいじんは日量2トンの排出量を想定しています。燃えがら、ばいじんは、コンテナで保管され、排出時は専用車両にて管理型最終処分場に運搬し、埋め立て処理を行います。

概要版19ページを参照願います。

こちらでは、施設から出る排ガスと排水について説明します。

施設からの排ガスは、スライド右側の赤色部分のバグフィルターで有害物質を除去し、その左側の煙突から排出されます。排ガスの処理は、乾式バグフィルターを使用しますので、施設からの排水はありません。また、雨水等の排水は、敷地内の分離槽を経て、リサイクル団地内の調整池に排出する計画となっております。処理に伴い生じる排ガスの設計計算上の値は、お手元の事業計画書概要版に記載してあります。

設計値は、ばいじんが0.15グラム/立米以下、硫黄酸化物はK値4.0以下、塩化水素は700ミリグラム/立米以下、窒素酸化物は250ppm以下、一酸化炭素は100ppm以下、水銀は30マイクログラム/立米以下、ダイオキシン類は5ナノグラム-TEQ/立米以下になります。

概要版21ページを参照願います。

ここでは、施設の維持管理について説明します。

施設の監視体制は、プラットホーム3階に設ける中央操作室での一括監視になります。温度や一酸化炭素の記録及び異常時の警報は中央操作室で行います。また、法令で定められている排ガス中の有害物質の測定は、煙突に設ける測定口で行います。測定頻度ですが、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀については6カ月に1回以上、ダイオキシン類については1年に1回以上実施します。

概要版29ページを参照願います。

こちらは、破碎施設の処理工程図です。

受け入れた廃棄物の中で前処理が必要なものは、プラットホーム左側の青色部分に設ける破碎施設で破碎処理を行います。処理工程は、焼却と同様、トラックスケールで計量を行い、破碎施設前のプラットホームで荷おろしし、展開検査を行います。目視により不適物を除去した後、品目ごとに貯留場所に保管し、順次、破碎処理を行います。処理後の廃棄物は、重機にて焼却施設ごみピットに移送を行います。

こちらに計量機があって、プラットホームに入り、荷おろしし、展開検査を行います。検査が終わったものは、貯留場に一時置いて、順次、破碎機にかけ、破碎されたものを重機でごみピットに運びます。

概要版33ページを参照願います。

こちらは、破碎施設の仕様書です。

時間当たり5トンから6トンの処理能力です。投入口は、1,500ミリ掛ける1,150ミリあります。破碎後は、おおむね400ミリ以下にせん断されます。破碎方式は、油圧駆動の2軸せん断式を採用する計画です。

概要版34ページを参照願います。

破碎施設の維持管理計画です。

廃掃法に定められた基準にのっとり、適正な維持管理を行い、安全な運用と周辺環境への影響の低減に努めます。

戻りまして、概要版25ページを参照願います。

指導要綱第4条に規定する配慮基準の対応内容について説明いたします。

まず、立地場所に関する配慮基準の対応内容です。

本施設の計画予定地は、札幌市リサイクル団地内という都市計画法に基づき札幌市で決定された場所での建設となります。立地条件としては、既に考慮された場所での建設となりますが、周辺の環境への影響を考慮し、植樹や芝張りなどの緑化を行います。また、処理施設の敷地境界から500メートル以内には生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる学校や医療施設等の公益的施設はありません。

計画地は、札幌市リサイクル団地内ですので、100メートル以内に住居はありません。また、札幌市の土地利用計画での指定地域や保全緑地には該当しません。処理施設の集中対策としては、現時点において、同リサイクル団地内で稼働する弊社施設を除くと、札幌市内では産業廃棄物の焼却施設はありません。

計画地は、市道リサイクル団地1号線に面しており、搬入道路として適切な幅員及び構造となっています。施設の建設に当たっては、各種法令に基づき、その安全性を確保した計画といたします。

天災等による異常発生時には、自動プログラムが作動し、施設を安全に停止させ、周辺環境への影響を最小限に抑えます。また、生活環境影響調査を実施するとともに、あらかじめ防音壁の設置などの適切な対策などを講じます。加えて、不慮の事態が起こった場合に備え、中央操作室での監視体制や緊急連絡網による連絡などの社内体制を整えます。

こちらは、関係地域住民に対する配慮事項の対応内容です。

本計画地は、札幌市において既に都市計画決定を受けているため、要綱で規定している説明義務はありませんが、周辺住民への配慮として、自主的に説明会を行い、事業計画について説明を行いました。説明会は、ことしの6月8日にリサイクル団地内リサイクル資料館にて開催しました。そこでいただいたご意見は、今後の運用に生かしていきたいと考えております。

こちらは、説明会の様子を撮影したものです。

町内会の方4名、中沼連合町内会の方1名にご参加いただき、事業計画について説明を行いました。いただいたご意見の内容は、お手元の事業計画書概要版22ページの説明結果報告書に添付してありますので、ご参照ください。

概要版28ページを参照願います。

こちらは、再資源化に関する配慮基準の対応内容です。

本計画では、有価物を分離して再資源化を図ります。また、焼却施設の間接冷却水を温水として利用し、バイナリー発電を計画しています。

配慮基準の対応の説明は以上です。

これより先は、生活環境影響調査結果の内容になりますので、調査を実施いたしましたコンサルの説明者と交代いたします。

○事業者 概要版35ページからを参照願います。

廃棄物処理法第15条第3項で廃棄物処理施設設置申請に当たっては生活環境影響調査結果の添付が、同法第15条の2第3項で廃プラスチックの焼却施設等政令で定める施設に係る生活環境の保全に対して専門的知識を有する者の意見の聴取が規定されていること、及び、指導要綱第25条でも同様の規定があります。したがって、産業廃棄物処理施設が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かを判断していただくため、生活環境影響調査の結果をご説明いたします。

左側の表の調査項目は、生活環境影響調査指針に基づいて選定しました。この表で丸を付した項目、煙突排出ガスについては大気質、悪臭、施設稼働については騒音、振動、廃棄物運搬車両の走行については大気質、騒音、振動及び施設からの悪臭の漏えいを対象項目として選定し、調査、予測、評価をいたしました。

右側の図になりますが、予測地点を示した図を示します。

中央付近の赤四角が計画施設、茶色線が廃棄物運搬車両の搬入ルートを示しています。施設の稼働に係る影響の予測地点は最寄りの民家である青色の塗り潰した丸印の地点、車両の走行に係る項目は搬入路の沿道で民家が立地する青色の白抜きの丸地点としました。また、煙突排出ガスについては最大着地濃度を予測しました。

煙突排出ガスの調査・予測結果をご説明します。

大気質の現地調査は、計画地で2季節に実施しました。二酸化硫黄は0.001ppm、二酸化窒素は0.011ppm、浮遊粒子状物質は0.013ミリグラム/立米、ダイオキシン類は0.044ピコグラム/立米で、各項目とも、おおむね最寄りの篠路測定局と同程度の値でした。

二酸化硫黄の最大着地濃度の予測結果ですが、長期的評価である日平均値の2%除外値が0.032ppm、短期評価である1時間値が0.00561ppmと予測され、長期評価、短期評価とも、保全目標を下回りました。

最大濃度の出現地点ですが、長期評価は計画地から1,216メートル離れた地点、短期評価は計画地から60メートル離れた地点となりました。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類についても同様に予測を行い、全てが保全目標を下回る結果となりました。

廃棄物運搬車両の走行による排出ガスの調査・予測結果をご説明します。

バックグラウンド濃度は、最寄りの篠路測定局のデータとしました。交通量の現地調査は、搬入路となる市道福移沼端線の北側と南側で実施し、平日の交通量は、北側が約5,000台、南側が約7,000台で、南側のほうが交通量は多い結果でした。

道路端における二酸化窒素の予測結果は、市道の北側、南側とも0.024ppm、浮遊粒子状物質は、市道の北側、南側とも0.037ミリグラム/立米と予測され、保全目標を下回りました。

施設の稼働による騒音の調査・予測結果をご説明します。

現地調査は、計画地におけるL5と最寄りの人家におけるLeqをバックグラウンドと

して調査しました。

予測は、現況の騒音バックグラウンド値に施設からの騒音予測値を合成することにより行いました。予測結果は、土曜日よりも平日が高く、敷地境界では、朝が54デシベル、昼間が60デシベル、夕が54デシベル、夜間が54デシベル、人家では、昼間が54デシベル、夜間が43デシベルと予測されました。予測結果は、最寄りの人家においては、いずれも保全目標を満足する結果となりました。

廃棄物運搬車両の走行による騒音の調査・予測結果をご説明します。

現地調査は、搬入路の北側と南側で騒音と交通量の調査を実施しました。予測結果は、土曜日よりも平日が高く、搬入路の北側では66デシベル、南側では68デシベルと予測されました。いずれも保全目標を下回る結果となりました。

続きまして、施設の稼働による振動の調査・予測結果をご説明します。

現地調査は、計画地と最寄りの人家におけるL10をバックグラウンドとして調査しました。

予測は、現況の振動バックグラウンド値に施設からの振動予測値を合成することにより行いました。予測結果は、土曜日よりも平日が高く、敷地境界では、昼間が56デシベル、夜間が55デシベル、人家では、昼間が49デシベル、夜間が45デシベルと予測されました。いずれも保全目標を下回る結果となりました。

廃棄物運搬車両の走行による振動の調査・予測結果をご説明します。

現地調査は、搬入路の北側と南側で振動と地盤卓越振動数の調査を実施しました。予測結果は、土曜日よりも平日が高く、搬入路の北側では49デシベル、南側では57デシベルと予測されました。いずれも保全目標を下回る結果となりました。

続きまして、施設からの悪臭の発生の調査・予測結果をご説明します。

悪臭の現地調査は、計画地と近傍にある既存施設で夏季に実施しました。臭気指数の調査結果は、計画地、既存焼却施設の風上と風下、ごみピット付近のいずれでも10未満でした。将来については、現況と同程度になると予測されることから、臭気指数は10未満と予測され、保全目標を下回ると考えられます。

なお、事業計画の概要でもご説明したとおり、ごみピットや破碎施設を屋内に設けることに加え、適正な維持管理を徹底するなど、事業者の実行可能な範囲内で、粉じんや悪臭、騒音などの周辺環境への影響の低減を努めてまいります。

以上で生活環境影響調査結果の説明を終わります。

○事業者 最後になりますが、今回の事業計画について若干補足させていただきます。

この計画は、基本的に、現在、リサイクル団地内で稼働中の弊社焼却施設の建てかえと位置づけております。

現在、稼働中の施設は、導入後から22年がたち、ダイオキシン対策を初めとした改修工事や日常の維持管理により、日々、安全運転に努めておりますが、更新時期を迎えています。施設の更新に当たっては、より安全性の高い最新型の設備を導入することにより、

環境負荷の少ない事業を目指しております。

なお、既存の焼却施設は、新施設が稼働した時点で停止する予定です。

稼働中の施設との比較として、運転時間が15時間から24時間になります。24時間稼働をすることにより、毎日の立ち上げと立ち下げがなくなり、より安定した状態での連続運転が可能になります。

また、焼却施設の時間当たり処理能力は、2.1トンから1.6トンとなり、設備規模としては小さくなりますが、24時間運転となるため、1日当たりの処理能力はほぼ同等のものとなります。既存では31.5トンであり、新設焼却炉は38.4トンとなります。

受け入れ、保管に関しても、既存施設では、屋外で受け入れ及び保管を行っているため、廃棄物が露出しているのに対し、新施設では、全てがタンクまたは屋内塔等に保管するため、粉じんや悪臭、及び、住民説明会でも質疑のあった鳥などによるごみの飛散が抑制できます。

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画においても産業廃棄物の市域内処理の推進がうたわれており、札幌市内から排出される多種多様な廃棄物を安全に、また、適正に処理するためには、今回の事業計画における廃棄物処理施設が寄与するものと考えております。

以上で説明を終了させていただきます。

評価委員会委員の皆様には、ぜひご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります前に、遠井委員がいらっしゃったので、ご挨拶をお願いいたします。

○委員 遅くなり、申しわけありませんでした。

途中からしか伺っておりませんので、皆様のご意見が出た後で私の不明点について申し上げたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問やご意見があれば、事業者に一問一答でご回答いただければと思います。

また、議事録をとっておりますので、ご発言のときにはマイクをお使いいただくよう、お願いいたします。

それでは、どなたからでも結構ですので、お願いいたします。

○委員 騒音の予測、評価についてお伺いいたします。

39ページの騒音の予測と影響の評価についてです。

この施設は建屋で囲っているということですね。予測に伝搬理論式を用いて予測したとあるのですが、建屋の囲いの材料、あるいは、吸音率や透過損失などがいろいろときいてくると思うのです。しかし、その記述が一切ないのですが、役所には届けてあって、チェ

ックを受けているのでしょうか。

○事業者 概要版には計算式や細かい諸条件については記載しておりませんが、市に提出している分厚い調査書には、今、委員がご指摘されたような建屋の材質、吸音率、透過損失などを設定しており、建屋内では面音源として予測しております。透過損失及び吸音率は500 Hzにおける値を採用しております。

○委員 透過損失及び吸音率は、500 Hz の1点のみで評価するのではなく、全周波数で評価することが妥当です。

○事業者 透過損失及び吸音率は全周波数を採用し、周波数帯別に予測計算を行います。予測計算の結果は基準値との比較を行い、基準値を下回るように、必要な対策を講じます。

○委員 では、役所ではそれを見て確認されるのですね。

○委員長 私からつけ加えます。

この後、専門委員会が開かれることになりまして、そこでは、大気、騒音、振動、悪臭、水質、地下水について、専門的な見地からご意見をいただくのですが、そのときには評価書を見て議論することになろうかと思えます。

○委員 わかりました。

もう一点です。

同じページの右端の下のところに廃棄物運搬車両の評価が載っておりますね。その生活保全目標のところは要請限度となっておりますけれども、これは生活環境影響ですから、環境基準で評価すべきだと思うのです。近くに民家があるのでしたらそこでやるとか、一番近いと考えられる道路端でもいいのですけれども、評価の考え方としてはそういうことだと思うのです。

要請限度というのは、相当ひどいところで、何とかしなければならぬ時の話ですから、住んでいる人のことを考え、環境基準で評価することが基本だと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 それについては、委員のご指摘のとおりであると認識しております。

まず、評価するに当たって現地調査を行いまして、現在の状態の騒音がどれぐらいであるかを調べております。その結果、現状で既に環境基準を超過している状況があり、要請限度を用いたところでは、

○委員 超えているからといって要請限度でいいのだという考え方は成り立たないと思うのです。そうであれば、きちんとそれを記述し、評価の順序を示す表現だとまだ理解できないことはありません。

また、現状で環境基準を超えているところでさらに超えていいのかという議論があります。現状非悪化というこれ以上悪化させないという考え方が一般的ですので、その辺について説明をいただきたいと思えます。

○事業者 委員のご指摘のとおりであると認識しておりますので、39ページの文面は「なお、現状で環境基準（65 dB）を超えていることに鑑み、保全目標に要請限度を用いたが、

予測結果では、増加デジベルがゼロとなっており、運搬車両の安全運転の励行等を行い、生活環境の保全に努める。」と、生活環境影響調査結果の当該評価欄の、「～図られている。」の次に加えます。

基本的には、事業計画の説明でもございましたように、全く新しい場所に新しい施設をつくるわけではなく、既存施設の更新という位置づけになります。ですから、既に現施設への車両は通過しておりまして、今回の施設をつくるからといって、新しく車が通ることになるわけではなく、現状とほぼ変わらない状況でございます。そのため、委員がご指摘されましたような現状非悪化になると考えております。

○委員 レベル自体は上がっていないのですか。

○事業者 本編には、現況と供用時の比較がありまして、増加デシベルはゼロとなっております。

○委員長 ほかにございせんか。

○委員 専門的なことはわかりませんが、何点か聞いてもよろしいでしょうか。

まず、何を燃やすかがよくわかりません。

資料4の5ページに、焼却施設で燃やすものがいっぱい書いてあるのですが、こういうふうに書かれても、これが環境に影響があるかは私たちにはわからないのです。

例えば、汚泥と書いてあるのですが、びちょびちょのものがちがちのものまで、さまざまあるわけで、何を燃やすのかがわかりません。

また、燃えがらはどうして燃やすのかがわかりませんし、ガラスくずやコンクリートくずは本当に燃やすのですか。さらに、動物の糞尿や死体はどこから出てくるのでしょうか。

そういう基礎的なデータがないと、この焼却炉が地域にどういう配慮をしているかわからないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○委員長 受け入れ計画量については概要版の11ページに出ているわけですが、ほかの点についてはご回答をいただけますか。

○委員 関連で質問します。

現在受け入れている量がどのくらいあるのか、それに対して今後受け入れる量がこれだけだというのだったら多少はわかるのですが、最初に受け入れている量がわからないのです。

私たちに身近なものでいえば汚泥ですが、札幌市にある10区分の汚泥を受け入れて、トラックなどで運び込んだとき、近隣に住んでいる住民は、今も結構大きな音を受けていると思うのですが、70デシベルを超えてしまうと、もっと影響があるのではないかと考えたのですが、違いますか。

○事業者 基本的には、今稼働している施設の受け入れ品目と大きな変わりはありません。ただ、廃掃法上、許可を受けていない項目を焼却すると違反になるということがあったので、可能性があるものは書いてあります。ここで言う動物系固形廃棄物は、要は、例の病

気になったときに法律が改正になって追加になったものですが、今やっているものとほとんど変わりありません。

また、汚泥についても、それを専門に焼却するわけではなく、札幌市から出るいろいろなものをできるだけ受け入れたいということです。採算ベースがないわけではありませんけれども、あるものに特化するのではなく、オールラウンドに可能な限り受け入れようという姿勢は変わりありません。

ですから、ここの説明は法律的な整理から書いておりますが、特別にふえることはなく、総量は同じぐらいですし、内容物についても今あるものとほとんど変わらない認識です。
○委員　そういう説明でいいのかと思いますけれども、我々としては、この中で一番燃やして危ないものは何か分かり、その環境影響がわかればいいのです。そういう意味で、どういうものがどれくらい燃やされるかが非常に大切ではないかと思います。

次ですが、16ページの立地計画に関する配慮基準の処理施設の臭気対策についてです。

産業廃棄物処理施設は一つだと言っているのですが、ここで求めていることは、産業廃棄物処理施設が幾つあるかではなく、一般廃棄物の施設であっても集中してはいけないという精神ではないかと思うのです。もっといえば、煙の出る施設、製造業であっても石炭を燃やす施設がこの地域に集中した場合は地域環境に影響を与えるから、そうした発生源となるものは集中させないという精神だと思うのです。ですから、産業廃棄物処理施設が一つしかないという説明はどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者　そういう説明をしましたが、内容は委員のおっしゃるとおりです。

ご案内のとおり、一般廃棄物処理施設は札幌市にはほかにないと記憶しておりますし、そのほか、清掃工場については、近くにある篠路、そして、白石、駒岡、発寒ということで適正に配置されております。そういう意味では、焼却施設があのでエリアに特化して多いという認識はありません。それを言いたくて、産廃処理施設は、今ある既存施設だけということです。委員の求めている内容と全く同じです。

○委員　次に、17ページです。

これは全般的に言えることですが、イの②です。不測の事態に備えて云々と書いてあるところの答えが、監視体制のほか、緊急時の連絡体制を整えますとは書いてありますが、回復対策については書かれていないのです。こうしたところがあちこちに見られるのです。これはわざと書いていないのかはわかりませんが、もう少し丁寧に書くべきではないかと思います。つまり、求められたことに対して答えられていないことが気になります。

次に、20ページについてです。

大変いいなと思うのですが、(4)のアの②のバイナリー発電についてです。こういう施設を全道に普及させたいと思うぐらいです。でも、一番最初の図面には、温水利用のことは出てきますが、バイナリー発電のことが出てこないのです。整合をとったほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者　今の緊急体制については、環境省の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成

指針」等も参考にしながら、不測の事態の対応等についての内容を充実させていただきま
す。

7ページのフローシートのところに温水利用とありますが、この時点では、バイナリー
を入れようか、温水を利用しようかを検討していた段階で、最初のうちは、温水を利用し
ようとしていました。しかし、時期が深まり、バイナリーに入れようと切りかわったため、
このフローシートには載せておりませんでした。申しわけございませんでした。早急にバ
イナリー発電を記載したフローシートと差し替えます。

○委員 一番聞きたいのは、概要版の19ページです。

私の理解が違うのかもしれませんが、排ガスの計画が出ておりますよね。法律では、ば
いじん0.15、K値4と定められておりますよね。そして、下から2番目の表が公清企
業の計算されたものだと思うのですが、これが法律の数字と全く同じなのです。

でも、先ほどの説明では、今の施設よりより安全な施設をつくったとしているのですか
ら、少なくとも、計算上、クリアできる値はもう少し低くなるのではないかと、今どき、塩
化水素700ミリグラムとは書かないのではないかと思うのです。

これは考え方なのかもしれませんが、自主管理基準としてはいかがなものでしょうか。

○事業者 趣旨はわかりますが、微妙なところです。

自主管理基準を可能な限り下げて表現した場合のそれを超えたときのリスクを考え、総
合的に判断し、こういう表現になりました。自前の目標が少ないにこしたことはありません
ので、その努力は行っておりますけれども、ペーパーにしますと法律どおりといたしま
した。それを超えた場合にいろいろなトラブルが起きる関係もあり、そういう趣旨でこ
のように書かせていただきました。

○委員 おっしゃることはよくわかりますけれども、であれば、より安全な施設をつくる
とは強調しなくてもいいのかなと思います。中央環境審議会でも自主管理基準をつくるこ
とについてはもう少し厳しくやりましょうという話をしていますよね。そして、それを超
えたからといってどうということはないという話もされているので、やはり、札幌を代表
する企業として、自信を持ってもう少し厳しい自主管理基準を示していただいてもいいの
ではないかと思います。

○委員長 関連して、私からも申し上げます。

今の生活環境影響調査で出ている拡散結果というのは、ここに書かれている量が施設か
ら出るという意味でつくられているのでしょうか。

○事業者 そういうことです。

○委員長 そうしますと、恐らく、バグフィルターに消石灰を噴霧したら、塩化水素はこ
んなに高い濃度になることはまずありません。でも、拡散結果を見ると、20ppb近く
で、霧が出たら目が痛くなるような酸性霧になりかねない濃度なのです。

しかし、実際にはこんな濃度のものは出なくて、最大でもこんなものでしょう、こんな
ひどいことになるとは思えませんがというふうな解釈をしてもよろしいのでしょうか。

もう一つ、先ほど佐藤委員からありました騒音についてもそうですが、悪臭というのは、囲って、室内でというのは大変よろしいかと思うのですが、では、外の悪臭がどうなるかという評価は結構難しいような気がします。それはどういう評価をしたのでしょうか。

○事業者 悪臭につきましては、現況の施設がリサイクル団地内にございますので、まず、計画地、それから、現況施設の風上と風下、ごみピット付近で測定をし、それでもって新しい施設に当てはめるといった定性的な評価をしております。

○委員長 そうすると、この評価も割と過大に評価してもこの程度だというように解釈してもよろしいのでしょうか。

さらに室内になり、二重にして、できるだけでないような工夫をしており、将来こういうふうになるだろうというのは、そんなになることはなく、最大でそんなものだということでよろしいのでしょうか。

○事業者 そうですね。

予測は、今申し上げたように、定性的にやっておりますけれども、既存施設をもって将来を予測するということですので、言ってみれば安全側の評価となります。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員 別の質問になりますが、平成26年度に参入するときの事業計画を見ますと、おこなっているような気がするのです。当時、焼却施設と一緒に石こうボードのリサイクル施設という話もあったと思うのですね。今回、ここで説明されているのは焼却施設のみとなっているのですが、別の事業とされているのですか。

○事業者 今回は、先ほども説明しましたが、廃掃法の第15条が対象となり、焼却・破碎設備を評価していただくという趣旨でして、石こうボードについては、令第7条施設に該当しませんので、載せておりません。

○委員 今回とは関係ないとしても、今後、計画のとおり進んでいくのですね。

○事業者 むしろ、石こうボードのほうが早いです。道庁の環境税も採択されました、そのスケジュールどおりで、第1期工事が始まっており、2年にわたってやりますが、移転部分は来年3月に完成し、残りの部分は次の年に完成します。

○委員 わかりました。

別の質問です。

焼却炉のタイプですが、キルン&ストーカー式にでしたが、今回はストーカー式ですね。

以前は下水汚泥を投入するところでキルン式だったかと思うのですが、今回は考慮されない、普通のストーカー式タイプで運転されるのですね。それは、こちらのほうが効率がよいという判断ですか。

○事業者 当初、応募したときは未確定の状況で、時間2トンの1日48トンの能力の施設をキルン&ストーカーという炉形式で出しました。しかし、実際に受けている汚泥の量やほかの固形物の量を再度見直し、より実態に近い数値で計算しましたら、キルンは必要ないだろうという結果になりましたので、炉の形式を変えております。

○委員 次に、やり方について質問です。

ドラム缶の投入設備がありますが、ドラム缶に搬入されるのは液状のものでしょうか。搬入されたら、エレベーターで上がっていき、焼却炉の右側の出っ張っているところに入り、そこでドラム缶を倒して中身だけを出すのでしょうか。

○事業者 今の既存施設にもドラム缶の焼却がついているのですが、今の場合、炉の下部のほうでバーナーを炊いてドラム缶を熱する方式です。今回用いたのは、ドラム缶の内容物は、ポンプで噴霧できない粘性の高い液体〔インク、グリス、ライン塗料、乳剤等〕や、低カロリーのものでも焼けるような所ということで、焼却炉の高温部分にドラム缶を持っていきます。ここは二重扉になっておりまして、ドラム缶を固定するところに持っていき、内側の扉をあけて、ドラム缶を倒しながら角度をつけて中身を焼いていきます。それが終わったらドラム缶を回収する方式になります。

○委員 その際、中身を出して燃やし、残っていないことを確認されるのですか。また、これは回収されるということですが、そのドラム缶はどのように保管されるのですか。

○事業者 回収したドラム缶は、入れ物として三、四回使います。また、この中に斗缶類は入りません。説明は抜いてありますが、こちらに固定焼却炉があり、台車式でパレット等を何十個も載せられます。幅が1.5メートル、長さが4メートルぐらいの台車があり、そこに斗缶を並べ、バーナーで焼いていきます。

ドラム缶についてですが、燃えづらいものというか、アスファルト乳剤など、カロリーの低いものを高温の熱で燃やすため、高い位置にしています。

今まで受けている焼却炉では、北海道でしたらアスファルト防水されたものを燃やすとき、最後にアスファルトが炉に残ってしまうため、高温部分で倒して燃やそうということです。ドラム缶焼却時には、内容物に応じて予め時間・角度等を設定し投入をおこないます。残っていないことの確認は特に行っていません。

○委員 処理した後に残ったドラム缶は屋内で保管されるのですか。

○事業者 はい。ドラム缶の投入設備も含め、屋内にあります。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員 ばいじん、燃えがら等がございしますが、これらを廃棄するとき、ダイオキシンの検査はやられるのですか。

○事業者 1年に1回以上やります。

○委員 理論的には、気化したときにダイオキシンは入っていないのしょうけれども、入っている場合もあり得るということで試験をやられるのですか。

言いたいのは、最終的に、これらを廃棄します、ストックしますと。でも、1年に1回だと、どこでダイオキシンが入ったかがわからないこともあり得ますよね。それらのトレーサビリティはどういうふうを考えられるのでしょうか。

○事業者 毎日投入するものが違いますから、燃やしたものによってばいじんや燃えがらが変わりますが、それによってダイオキシンをはかるのは年1回でいいのでしょうかとい

うことです。また、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、ダイオキシン対策として適正焼却、再合成防止措置等を行い、この効果を焼却炉のアウトプット側で検証する視点から、排出ガス、集塵機によって集められたばいじん、焼却灰について年1回測定します。

○委員 仮に見つかったとき、捨てたものの保管場所を変えなければならないことが出てきますか。保管というか、最終処分するときの捨て場です。

○事業者 ダイオキシンを含んだものについては、少なくとも、管理型に入れますが、その受け入れ基準について、それは当然遵守しますが、それ以上の自主的なものは燃えがらとばいじんについては考えておりません。

今の施設では古い形でして、ダイオキシンの関係の規制が後で加わっていますので、猶予規定の中で運用しているけれども、今回は新しいルールに従ってやります。ただ、そのルールどおり以上のことは考えておりません。焼却に伴って発生したばいじん、焼却灰は、管理型最終処分場で埋め立て処理します。

○委員長 ほかの方はわからないかと思しますので、猶予基準と新基準がどういうものかを教えてください。

○事業者 既存の焼却施設で、バグフィルターから出て回収されるばいじんについては3ナノグラム以上の数値があります。しかし、それは法律で猶予があって、重金属安定材であるキレート材で固化するなど、そうした基準に沿って処理しております。しかし、新施設になりますと、数値をそれ以下に抑える炉の燃焼形式になります。

○事業者 そうしないと受け入れてもらえないので、それには従いますけれども、それ以上、自主的に強化して、極端に言いますと、ロッドごと、あるいは、1年に何回かということまでは管理型に投入するものについては考えておりません。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員 資料4の18ページのウの安全対策のところ環境モニタリングを行いますとありますが、現在の施設でも環境モニタリングはやっているのですか。

○委員長 追加して、何をモニタリングするかも教えてください。

○委員 現在、定期点検などを行っているのかということだと思のです。

例えば、エレベーターだったら、毎月1回なのか、半年に一遍なのかということを知りたいのです。

○委員長 整理します。

委員からいただいた質問は、18ページにある安全対策について、環境モニタリングというのは、騒音や大気汚染、あるいは、悪臭など、そういったもののモニタリングを現在行っているのか、また、今後行おうと考えているのか、さらに、その項目は一体何なのかという質問です。

また、今、委員からあったのは、それにさらに加えて、施設での定期的な検査はどういうふうに行われているのかですが、これらの点についてお答えください。

○事業者 まず、第1点目の環境モニタリングは行っているかについてですが、現状の既設の施設での環境モニタリングは行っておりません。また、新しい施設を建設した後の定期的に行うものについてですが、環境モニタリングについては、関係地域住民に対する配慮基準の項目なので、要綱第4条第5号の規定により適用されませんが、周辺住民への配慮として自主的に行うものです。従って、町内会の方とお話しして、回数や項目などを決めていく方針です。

次に、第2点目の今の施設の定期点検、要するに、維持管理についてはどのようになっているかに関してです。法令にのっとって、排ガス、ばいじん、燃えがらの測定、施設のメンテナンスなど、事業者が独自に行っているものは定期的に行っております。

なお、排ガスなどの維持管理に関する資料の公表場所については別の者からお答えいたします。

○事業者 既存施設については定期的に行っており、インターネットに結果を出しておりますし、それ以上に知りたい方は、会社に来ていただければ、データをお見せできます。法律的にも公表するシステムになっておりますので、この結果は公表しております。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員 それと関連することです。

地域住民の方が必要な情報を要求したらどの程度開示できるかということですが、現状については常にリアルタイムのものをいつでも提供できるということでしょうか。

○事業者 1年に何回かなど、法律に基づいた測定義務があり、その結果についてはインターネットで公表しておりますし、データについては住民から問い合わせがあったり閲覧希望があったりすればお見せできます。そういう法に基づく対応はしております。

○委員 生活環境影響調査に出てきたような項目については、定期的にデータを出して、それをそちらで管理しているのですか。

○事業者 例えば、悪臭などは、法律に測定義務はありませんので、行っておりませんが、大気汚染の調査の結果や排水の測定データは、焼却炉を初め、埋め立て地についても公表しております。

○委員 項目にないもので、近所の方から悪臭が気になるという声があったり、頭痛がする人がふえてきたりして、データを知りたいと個別に要求があった場合、モニタリングに当たるのか、どういう調査になるのかはわかりませんが、調査を行って、データを出すこともできますか。

○事業者 全てというわけにはいきませんが、そういう求めがあり、必要性があるものは、判断して、調査して、その結果はオープンにするという基本的な姿勢は変わりません。

○委員 例えば、公害防止協定を地域住民と締結し、中に入って、一緒に調査するという事例もあるようですけれども、もし地域の方がそうしたことを求められたら応じられますか。

○事業者 検討に値するもので、否定するものではありません。

○委員 次に、一般的な質問で恐縮ですが、配慮基準への対応についてです。

配慮基準のほかの基準、例えば、これ以外の札幌市のCO₂の削減目標、石狩川の防災に関するタイムラインなどへの対応は、別途、検討されているのでしょうか。

というのは、22年前に比べると、CO₂の排出に関してはかなり厳しくなってくると思うからです。今のところ、個別施設のキャップはありませんけれども、いずれにせよ、も全体的に抑制しなければならないと思うのです。

今回、配慮基準の中には生活環境については入っていますけれども、地球環境の項目はないので、それをどのように考えていらっしゃるかをお聞きいたします。

○事業者 今回は、前段で説明しましたとおり、要綱に基づき、廃掃法の焼却施設の設置届出をして、そのスキームの中に、それだけでは問題があるということで、専門的な知識を持っている方からという中で整備することになっております。

しかし、札幌市では要綱を策定し、その中でいろいろな指導を受けております。その一つが配慮基準であり、それに対して、事業者がどういう配慮をしているのかをご説明し、事業計画にも載せ、それをきょう審議していただいているということです。

ですから、それ以外のことについても全く否定するわけではありませんし、当然のこととして、状況に応じて、必要があれば、行政も協議し、前向きに対応するという姿勢に変わりありません。

○委員 私は素人なので、的外れになるかもしれませんが、生活環境影響調査で短期的な評価と長期的な評価とありますが、施設の稼働時間が大幅に伸びていますよね。そうすると、1時間当たりの排出される量は削減されたとしても、トータルで見ると長くなったりするのではないのでしょうか。あるいは、騒音も、1時間当たりのデシベルが低くても、それを感じる時間が長くなると、アノイアンスの総量がふえることもあると思うのですが、この調査ではそういうことには触れられていませんよね。

そこで、説明として、ふえる可能性があるとする必要はないのでしょうか。

24時間稼働となり、夜間も含めて、住民が騒音にさらされる時間が延びることについては、どういう理由で「現状非悪化」といえるのか。暴露される時間の長さにかかわらず、「夜間・昼間共に、環境基準以下と予測されているので問題ない」という趣旨でしょうか。防音壁については、「要望があれば対応したい」という趣旨で、現段階では設置予定はないということによろしいでしょうか。

○事業者 先ほどの佐藤委員のお話とも関係するのですが、生活環境影響調査の中では稼働時間がふえることも見込んでおりますし、新たに夜間に騒音が発生することも見込んでおります。特に、騒音につきましては、最寄りの住宅まで百何十メートル離れておりますけれども、全く聞こえないわけではありませんので、住宅側の敷地境界に防音壁を設けるなどの対応をして低減を図ってまいります。

搬入路の道路交通騒音は、将来の台数増加を見込んでも、市道福移沼端線の北側が現況 66dB

に対して将来も 66dB、南側が現況 68dB に対して将来も 68dB で騒音レベルの増加はありませんので「現況非悪化」になると考えています。

設備機器の稼動に伴う騒音は、最寄りの人家位置で、夜間は現況 42dB に対して将来 43dB でとなり 1dB 増加となります。よって、設備騒音については「現況非悪化」とは言えないと考えています。予定地の南東方向に人家が立地するため、敷地の南東側に防音壁を設置します。防音壁を設置することにより、夜間の騒音レベルの増加を 1dB まで低減しています。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員 図面、資料は難しく、このようなことは別の委員会で検討されることと思います。私は、商店街組合の事業として店から出る段ボール、紙等が資源になり私達組合の活動資金になれば有難いという立場です。

それから資料の写真では、町内会の説明会は1回（ですが）行いましたということですが、何回か説明する場は必要なかったのでしょうか？

また、今まで外にあった廃棄物を中に押し込めるということですが、これから中に入れておくというのはどういうことですか。

○事業者 まず、前段の話についてです。

住民説明会については、要綱としては、どのエリアにもということではなく、既に都市計画決定を受けている場所にありますので、あるルールに従えばよくて、説明会は除かれているのです。

ただ、いろいろ施設ができたとき、近くの住民の方から何ができるのかと言われたら困るし、要望があれば困るし、当然、車が通りますので、子どもたちが危ない思いをされるかもしれないということで、プラスしてというか、ぜひ町内会に対して説明会を開き、ご意見を伺い、吸い上げられるものは事業計画にも反映しようという趣旨で行いました。

ですから、ルールとしては、廃棄物処理施設をつくることを前提に都市計画を受けた場所だということです。

それから、後段のご質問についてですが、今回審議しているものは焼却施設と前段の破碎施設ですが、焼却施設は、時間の違いはありますけれども、同じものを同じぐらいの規模で燃やし、場所が少し移っただけで、大差はありません。

また、環境への影響についてです。町内会の方からカラスがごみを食い散らかして迷惑だということもお伺いしましたが、今回の施設では建屋に入れるので、なくなり、よくなりますという話をしました。ですから、大幅にふえるものではなく、同じものをよりいい施設で燃やすものだと理解していただければと思います。

そういう中、専門的なことや我々の気がつかないことを評価委員会からご指摘を受け、ちゃんとやっていこうという趣旨でございます。

○委員 中にこもって、においはどうするのかな、そこで働く人は大変だなと思ったのです。

もう一つ、こんなふうに図面や写真をたくさん見せていただきましたけれども、今やっているところを何かで見られ、あそこがこうなるのかということがわかっただけならもう少し理解できました。

前に商店街で見学をさせていただいたことがありますが、ここにこんな施設がありますというだけで細かく見たわけではありません。ただ、あの場所かということだけは想像できました。

○事業者 機会があればいつでも見ていただきたいと思います。

リサイクル団地は、我々の施設以外に全国でも初めて生ごみをてんぷらにして肥料化する施設もありますし、皆さんたちが集めた瓶・缶・ベッドボトルのうちのペットボトルをフレークにして、それをシートにする施設など、いろいろな施設があります。そうした施設についても資料館があり、そこでいろいろな話し合いもできますので、ぜひ機会があれば活用していただければと思います。

よろしく願いいたします。

○委員 今おっしゃった中沼の施設はずっと見ております。以前に東芝で行っていたプラスチック製品を塩素とプラ系の油に施設がありましたね。この中で廃油も生活クラブなどでオイルにしたいということで、それぞれ集め、多分、業者も何件かあると思うのです。そういうものをここで燃やした後、ただのごみとして捨てるのか、ちゃんとリサイクルできるようにするのか、また、紙くずについて、みんなが集めているのに、業者が持つていくときはぐちゃぐちゃにしていますが、ただ燃やしているのではないかという話も出ていますので、みんなが見て、わかって、協力してもらえるものを出してもらいたいと思います。

せっかくいい事業を行っているのに、時間がたつと、施設が時代おくれになって、もっと新しい手法でやっていけることもあると思うのです。ですから、途中で方向転換したいということについては、便利になるのであれば、その時期が延びるのは構いません。私もごみを少なくしようということで水切りをしたり、いろいろな手段をとっていますので、ぜひよい施設をつくって稼働させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員 簡単なことですが、先ほども話に出ていましたが、いい焼却施設になっているということでした。連続運転することによって、助燃に使われる燃料がかなり削減されると思うのですが、その削減量など、計算されているものはありますか。

また、バイナリー発電という話も出ておりますが、そのエネルギー回収率など、情報があれば教えてください。

○事業者 まず、エネルギーの助燃油の削減に関してです。

今は、毎日、立ち上げ、立ち下げを行い、そのたびに油を使用しております。それが24時間運転になった場合、月1回の立ち上げ、立ち下げになりますので、日数割りになってしまいますが、使用量は25分の1ぐらいになります。

○事業者 次に、バイナリー発電についてです。

今考えているのはIHI製のバイナリー発電機で、ワンユニットで1台当たり20kWしかありません。ただ、試験的にそれでやっという考えです。

なお、これでも値段は3,000万円します。

○委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、お手元に資料6として、委員の指摘と事業者の回答がございます。

簡単でよろしいので、ご説明をいただけますでしょうか。

○事業者 まず、同じ敷地内に施設を移転することですので、新旧の施設、建設場所の地質や地盤に大きな違いはないかということです。

これに対し、建設場所は、一部、廃掃法の指定区域であるため、新たに土質・地質調査を実施したところであり、この調査結果に基づいて計画をしますとお答えしております。

廃掃法の指摘区域は、札幌市の一般廃棄物埋立地に該当します。ですから、再度、土質・地質調査をして、新旧に大きな違いが無いことを確認しましたので、それに見合った計画で建設するという事です。

次に、地盤調査時のボーリング掘削及びボーリング試料の採取時には、力学的あるいは科学的な乱れや汚染がないように配慮しているかということです。

これに対し、調査を行いました。そのとき、スコップで深度1.5メートルまで試掘した後、ロータリー式試錐機を用いてボーリングを実施しました。掘進作業中は、速度、ポンプ圧、泥水色の変化等に十分注意しました。調査終了後は孔内に発生した土を充填して閉塞しましたとお答えしております。

次に、ボーリング柱状図及び地盤調査の結果について、過去における既存施設の建設時と比較し、短期、長期にわたる力学的な安全性、地下水の水位、水質などについて検討しているかということです。

これに対し、土質・地質調査時に採取した土質サンプルを使い、検討しております。また、一部が指定区域であるため、最終処分場跡地形質変更に係る施工ガイドラインに基づき、地下水等のモニタリング等を実施し、生活環境の保全を図りますとお答えしております。

一般廃棄物埋立地跡地については、最終処分場跡地形質変更に係るガイドラインがありまして、それには掘削作業を行うときには水質のサンプリングを行いなさいとされております。また、掘削工事が終わってからも2年間は管理しなさいということで、2年後までモニタリングをしなければなりません。さらに、掘削時に、臭気や悪臭、メタンガスの関係を調べながら行うことになっておりますので、そのとおりに対応しております。

次に、建屋基礎の安定性は支軸くいなどによって確保するものと推測されますが、新設時には既設建屋の建設時及び運転開始後の結果を踏まえて基礎・施工形式としているかということです。

これに対し、先ほどもありましたけれども、過去に札幌プラスチックリサイクルがあつて、それを撤去したところとなります。既存くいは撤去済みですが、大体460本ぐらい抜いています。それを考慮し、建築設計事務所では施工計画を立てております。

○委員長 ありがとうございます。

非常に闊達な意見をいただき、ありがとうございました。

きょういただいたご意見やご指摘については、事業者の対応を事務局で取りまとめ、後日、お示しすることになるかと思ひます。ただ、全体的に見まして、リサイクル団地内の既存施設を新しくするというようなことであつて、その際、新たに破碎施設は加わりませんが、それに対してもかなり配慮された計画になっていると思ひます。さらに、熱利用みたいなことも考えられておひまして、全体的によいものになっていくのではないかという印象を持っておりますが、きょういただいた意見を含め、専門委員会で詳しく議論したいと思ひます。

質問については、細かい点は専門委員会に回しますが、大体は事業者から説明をいただけたかと思ひますので、委員会の審議は十分行われたと考えております。そのため、評価委員会としてはおおむね妥当な事業計画であると思ひたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 ありがとうございます。

全体を通してご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 なければ、事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局 委員の皆様、闊達なご意見をありがとうございました。

今後の予定をお伝えいたします。

今いただいたご意見・ご指摘事項を取りまとめ、議事録とともに、委員の皆様へ報告させていただきます。その内容を確認していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、平成29年度第1回札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会を閉会いたします。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上